

**ストレージパリティの達成に向けた太陽光
発電設備等の価格低減促進事業（二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金） Q&A 集【令
和 3 年度・五次公募】**

2022 年 2 月 2 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

目次

1. 補助事業全般	1
問 1. 本補助事業はどのような体制で執行されますか。	1
問 2. 本補助事業の目的は何ですか。	1
問 3. 補助金の名称に使われている「ストレージパリティ」とはどのような意味ですか。	1
2. 補助金の申請	2
問 4. 応募申請書は先着順で採択されますか。	2
問 5. 採択率や採択額は公表されますか。	2
問 6. 公募要領に記載された事業要件などを満たす申請であれば、必ず採択されますか。応募の申請額が予算額を超えた場合、どのような絞り込みが行われますか。	2
問 7. 提出書類に不備や不足があった場合、申請の不受理や不採択になりますか。	2
問 8. 本補助金で申請できる補助対象設備の組み合わせを教えてください。	2
問 9. 太陽光発電設備のみを導入する申請よりも太陽光発電設備と定置用蓄電池を同時に導入する申請の方が採択されやすいですか。	3
問 10. 本補助金を国や地方公共団体の補助金と併用することは認められますか。	3
問 11. 発注先の工事会社やコンサルタントなどによる補助金の代理・代行申請は認められますか。	3
問 12. 複数の施設を申請する場合、どのように申請すればいいですか。	3
問 13. 同一敷地内に別受電の施設があり、それぞれの建物に太陽光発電設備を設置する場合、どのように申請すればいいですか。	3
問 14. 「サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業」や「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」などで過去に国の補助金の交付を受けて太陽光発電設備等を導入した施設について、再度申請することはできますか。	4
問 15. 日本国外の施設を申請できますか。	4
問 16. 学校法人、医療法人、社会福祉法人、事業ごとに特別法の規定に基づき設立された協同組合などは本補助金の申請者になれますか。	4
問 17. 民営化された旧公社や旧公団などは本補助金の申請者になれますか。	4
問 18. 大企業か中小企業かを問わず、本補助金の申請者になれますか。	5
問 19. 個人事業主は申請できますか。申請できる場合、提出が必要な書類はありますか。	5
問 20. 白色申告の個人事業主は本補助金の申請者になれますか。	5
問 21. 地方公共団体は本補助金の代表申請者になれますか。	5
問 22. 個人は本補助金の代表申請者になれますか。	5

問 23. NPO 法人は本補助金の申請者になれますか。	5
問 24. 宗教団体が所有する施設を本補助金で申請できますか。	5
問 25. 新築の建物を申請できますか。	5
3. 太陽光発電設備	7
問 26. 定置用蓄電池は導入せず、太陽光発電設備のみの導入でも申請できますか。	7
問 27. 本補助事業で導入する太陽光発電設備の規模はどの程度とするのが妥当ですか。	7
問 28. 平日と土日の消費電力量の差が大きい施設の場合、導入する太陽光発電設備の規模はどの程度とするのが妥当ですか。	7
問 29. 新築の施設で電力使用量の実績値が無い場合、導入する太陽光発電設備の規模はどの程度とするのが妥当ですか。	7
問 30. 既設の太陽光発電設備がある施設に増設する形で本補助事業により太陽光発電設備を設置することは認められますか。	8
問 31. 本補助金で導入する太陽光発電設備による発電電力を自己託送することはできますか。	8
問 32. 対象施設の屋根などに太陽光パネルを設置するスペースが不足している場合、隣接する土地や建物に太陽光発電設備を設置して、自営線で対象施設に電力を供給する申請は認められますか。	8
問 33. 事業要件の「停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した太陽光発電設備等を導入すること」を満たすためには、どのような設備を導入する必要がありますか。	8
問 34. 本補助事業で導入するパワーコンディショナーは全て自立運転機能付きのものにする必要がありますか。	9
問 35. 特定負荷や非常用コンセントは太陽光発電設備を設置する建物と同じ建物にある必要がありますか。	9
問 36. 非常用発電機が設置された施設を本補助事業で申請することはできますか。	9
問 37. 多雪地帯での申請にあたって注意する点はありますか。	9
問 38. 固定価格買い取り制度（FIT）や FIP 制度は利用できますか。	10
問 39. 余剰電力を売電することはできますか。	10
問 40. 補助事業で導入した太陽光発電設備等による余剰売電などで相当の収益が発生した場合、収益納付額はどのように考えたらいですか。	10
問 41. 「系統接続（系統連系）」について、補助金の申請前に確認しなければならないことは何ですか。	10
問 42. 戸建て住宅を法人が所有して使用している場合や個人が所有し仕事場として使用している場合、10kW 未満の太陽光発電設備を導入する申請は認められますか。	11
4. 定置用蓄電池	12

問 43. 既設の太陽光発電設備がある場合、定置用蓄電池のみの申請はできますか。	12
問 44. 定置用蓄電池を導入すれば、太陽光発電設備において自立運転機能付きのパワーコンディショナーを導入しなくても構いませんか。	12
問 45. 本補助事業で導入する定置用蓄電池の規模はどの程度とするのが妥当ですか。導入する太陽光発電設備の規模と連動させる必要がありますか。	12
問 46. 対象施設の消費電力が高い水準で安定しており、本補助事業で導入する太陽光発電設備による発電電力を対象施設でほぼ完全に自家消費できる場合でも、定置用蓄電池を導入することは認められますか。	12
問 47. 補助対象となる定置用蓄電池の種類に制限はありますか。	13
問 48. 曇天時や定置用蓄電池のメンテナンス時に系統から定置用蓄電池に充電をすることは認められますか。	13
問 49. 産業用蓄電池には家庭用蓄電池のような設備要件はありますか。	13
問 50. 太陽光発電設備の電力変換装置（パワーコンディショナー）が蓄電システムの電力変換装置と一体型（ハイブリッド）の蓄電システムの目標価格の算定方法で気をつける点がありますか。	13
問 51. 目標価格をクリアするために定置用蓄電池の工事費などを補助対象外として申請することは認められますか。	13
問 52. 目標価格をクリアする定置用蓄電池が見つからない場合、定置用蓄電池を補助対象外として太陽光発電設備のみを補助対象として申請することは認められますか。	14
問 53. リユースの定置用蓄電池の補助金の交付額の算定方法を教えてください。	14
問 54. 蓄電池は可搬式のものでも補助対象になりますか。	14
問 55. 定置用蓄電池の固定方法は耐震クラス S を満たさなければなりません。	14
5. 車載型蓄電池・充放電設備	15
問 56. 車載型蓄電池の補助金の交付額の算定方法を教えてください。	15
問 57. ハイブリッド車（HV）は車載型蓄電池として補助対象になりますか。	15
問 58. 充放電設備の補助金の交付額の算定方法を教えてください。	15
問 59. 放電機能の無い充電設備は補助対象になりますか。	15
問 60. 充放電設備のみの申請はできますか。	15
6. 補助金の交付額の算定方法	16
問 61. 補助金の交付額に上限額や下限額はありますか。	16
問 62. 公募要領・別表第 1 に基づく太陽光発電設備の補助金の交付額の算定方法を例示してもらえますか。	16
問 63. 公募要領・別表第 1 に基づく定置用蓄電池の補助金の交付額の算定方法を例示してもらえますか。	16

問 64. 太陽光発電設備と定置用蓄電池を同時に導入する申請をした場合、補助金の基準額はそれぞれの基準額の合算になりますか。	17
問 65. 太陽光発電設備や定置用蓄電池の基準額としての設置工事費相当額は太陽光発電設備や定置用蓄電池の規模や工事費に関わらず、一律 10 万円ですか。	17
問 66. 法人が所有する施設に家庭用の定置用蓄電池を複数台設置した場合、産業用の定置用蓄電池の金額が適用されますか。	17
7. 補助対象・補助対象外.....	18
問 67. 太陽光パネルやパワーコンディショナーの機器費のみを補助対象にした申請は認められますか。	18
問 68. 設計・監理に関する費用は補助対象経費として計上する必要がありますか。	18
問 69. 設計が完了している事業について、機器費と工事費のみを補助対象として申請することはできますか。	18
問 70. 付帯設備の補助対象の範囲はどのように考えたらいいですか。補助対象外にしなければならない経費の例を教えてください。	18
問 71. 設備の設置のため、建屋の建築および基礎工事が必要となりますが、補助対象経費として計上する必要がありますか。	19
問 72. 逆流防止装置は補助対象経費として計上する必要がありますか。	19
問 73. 自営線は補助対象経費として計上する必要がありますか。	20
問 74. 太陽光発電設備を設置する際の屋上防水工事の補助対象範囲に制限はありますか。	20
問 75. 太陽光パネル、パワーコンディショナー、定置用蓄電池などについて、過去に購入したもので中古品やリユース品を補助対象として申請できますか。	20
問 76. 予備の設備（交換品）を初期費用に含めて発注する場合、補助対象外経費として計上する必要がありますか。	20
問 77. 定置用蓄電池の補助対象範囲はどのように考えたらいいですか。	21
8. 「オンサイト PPA モデル」での申請	23
問 78. 本補助事業における「オンサイト PPA モデル」とはどのようなものですか。	23
問 79. 「オンサイト PPA モデル」で PPA 事業者として申請するための条件はありますか。 .23	23
問 80. 需要家と PPA 事業者に関係がある場合、「オンサイト PPA モデル」で申請できますか。	23
問 81. 発電事業者（PPA 事業者）が所有、管理する施設にテナントとして入居している事業者と PPA 契約を締結する場合、「オンサイト PPA モデル」で申請できますか。	23
問 82. 「オンサイト PPA モデル」でリース事業者が補助対象設備の所有者となる実施体制の場合、リース事業者を代表申請者が共同申請者にしなければなりませんか。	24
問 83. 「オンサイト PPA モデル」においてリース事業者が実施体制に含まれる場合、PPA 事	

業者とリース事業者とのファイナンスリース契約において補助金額相当分をリース料金から控除する必要がありますか。また、PPA 事業者とリース事業者とのファイナンスリース契約の契約期間に制限はありますか。	24
問 84. 「オンサイト PPA モデル」において「需要家と PPA 事業者との契約で補助金額の 5 分の 4 以上がサービス料金の低減等により需要家に還元されるものであること」という事業要件を満たすためには、需要家と PPA 事業者との PPA 契約でどのようにサービス単価を設定する必要がありますか。	24
問 85. 「オンサイト PPA モデル」の申請において、需要家と PPA 事業者との間で PPA 契約を締結した状態で補助金に申請することは認められますか。	25
問 86. オペレーティングリースや割賦販売は認められますか。	25
問 87. 需要家と PPA 事業者とで締結する PPA 契約書に盛り込むべき事項は何ですか。	25
9. 「自己所有」での申請.....	29
問 88. 「自己所有」の区分はどのような場合が該当しますか。	29
10. 「ファイナンスリース契約」での申請	30
問 89. 「ファイナンスリース契約」でリース事業者として申請するための条件はありますか。	30
問 90. 「ファイナンスリース契約」による申請の場合、代表申請者、共同申請者、代表事業者、共同事業者をどのように決定して申請する必要がありますか。	30
問 91. 補助対象設備をレンタル契約で使用する申請は認められますか。	30
問 92. 「ファイナンスリース契約」において、残価による還元は認められますか。	30
問 93. リース契約終了後に無償譲渡により所有権を移転する内容を含むファイナンスリース契約は認められますか。	30
11. CO2 削減量・環境価値.....	31
問 94. 本補助事業による二酸化炭素削減量の計画値はどのように算出すればいいですか。	31
問 95. 太陽光発電設備の発電電力量などの計測機器の導入は必須ですか。	31
問 96. 本補助事業により取得する温室効果ガス排出削減効果（環境価値）を J-クレジット制度に登録することは認められますか。	31
問 97. 「オンサイト PPA モデル」において、環境価値を需要家から PPA 事業者に移転する PPA 契約は認められますか。	31
問 98. 「SBT」や「RE100」とはどのようなものですか。	31
12. 応募に必要な書類.....	33
問 99. 応募申請書の様式で押印が必要なものはありますか。	33
問 100. 応募申請書の様式の「本件責任者および担当者の氏名、連絡先等」の欄にはどのよう	

に記入すればいいですか。	33
問 101. 申請書類の提出後に代表者が変更となる予定ですが、申請する時点での「商業登記簿 謄本」に基づき申請書を作成すればいいですか。	33
問 102. 従業員数にはどこまでの範囲が含まれますか。	33
問 103. 「応募に必要な書類」に「財務諸表等」がありますが、直近の決算において赤字の場 合でも申請できますか。	33
問 104. 代表申請者以外に共同申請者や共同事業者（需要家）がいる場合、共同申請者や共同 事業者（需要家）についても「会社概要」「定款」「財務諸表等」「暴力団排除に関する誓約事 項」を提出する必要がありますか。	34
問 105. 建物登記をしておらず、建物の登記簿謄本を提出できない施設でも申請できますか。	34
問 106. ランニングコスト削減額はどのように算定すればいいですか。	34
13. 発注・契約・資金調達・支払い	35
問 107. 補助金の申請をする前に発注、契約した経費を補助対象経費として申請することはで きますか。	35
問 108. 補助対象設備の発注、契約はいつから可能ですか。	35
問 109. 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約を行う場合の注意点は何か。	35
問 110. 補助対象設備の発注に必要な経費の妥当性を示すにあたり、どのようなことに気をつ けて見積書を取得すればいいですか。	35
問 111. 見積書は2社分でも認められますか。	36
問 112. あらかじめ特定の業者に発注先を決めている場合、他の業者からの見積書は取得せず にその業者に発注しても構いませんか。	36
問 113. 公募要領の公開日より前に作成された見積書を申請書の経費の根拠資料にすることは 認められますか。	36
問 114. 自社製品を補助対象として申請できますか。	36
問 115. 補助事業を行う上で、補助対象外経費を含んだ形で契約をすることは可能ですか。 ..	36
問 116. 補助対象設備を担保にした資金調達は認められますか。	37
問 117. 販売事業者や工事会社などへの支払い方法は銀行振込しか認められませんか。手形に よる支払いは認められますか。	37
14. 圧縮記帳・税制措置等	38
問 118. 圧縮記帳等の税務上の特例の活用は認められますか。	38
問 119. 中小企業経営強化税制（即時償却）の活用は認められますか。	38
問 120. 交付された補助金は課税対象になりますか。	38

問 121. 車載型蓄電池を補助対象設備として申請する場合、エコカー減税の活用は認められますか。	38
15. その他	39
問 122. 「自己所有」で応募したものを採択後に「ファイナンスリース契約」に変更することは認められますか。	39
問 123. 交付規程第 8 条に《補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更である場合を除く》と記載されていますが、「軽微な変更」に該当するのは具体的にはどのような場合でしょうか。	39
問 124. 補助事業の「完了」とはどういう状態を指しますか。	39
問 125. 補助事業の期間内の完了を見込んで申請を行ったものの、補助事業の実施中に発生した災害などのやむを得ない理由により補助事業の期間内に事業が完了できなくなった場合はどのような取り扱いになりますか。	39
問 126. 完了実績報告書の提出後、どのような手続きを経て、補助金が交付（入金）されますか。	39
問 127. 補助金の振込先は代表申請者になりますか。	40
問 128. 補助事業による取得財産等の管理についての留意点は何ですか。	40
問 129. 一般的にパワーコンディショナーの製品寿命は 10 年程度ですが、法定耐用年数未満の補助対象設備を交換する場合、財産処分の対象となり、補助金の返還が発生しますか。	40
問 130. 事業報告書では二酸化炭素削減効果等をどのように取り扱う必要がありますか。	41
問 131. 補助事業の完了後、二酸化炭素削減量の計画値などが達成できていない場合、補助金の返還が求められますか。	41
問 132. 補助事業の完了後、補助対象設備に太陽光パネルやパワーコンディショナーを増設することは認められますか。	41
問 133. 補助事業の完了後、補助事業の成果などの公表が求められますか。	41

1. 補助事業全般

問1. 本補助事業はどのような体制で執行されますか。

本補助事業は、間接補助の形式で執行されます。環境省が公募により補助金の交付事務などを行う執行団体（補助事業者）を選定し、当該執行団体において補助事業者（環境省にとっては間接補助事業者）の公募・採択を行い、補助金を交付します。

本補助事業についての問い合わせは、間接補助金の執行団体である一般財団法人 環境イノベーション情報機構（以下「機構」という）にお願いします。

問2. 本補助事業の目的は何ですか。

本補助事業は、オンサイト PPA モデル等による自家消費型の太陽光発電設備や動く蓄電池としての電気自動車を含む蓄電池等を導入する事業に要する経費の一部を補助することにより、価格低減を図りつつ、地域の再エネ主力化とレジリエンス向上を図り、2050年カーボンニュートラルなグリーン社会の実現を強力に推進することを目的としています。

問3. 補助金の名称に使われている「ストレージパリティ」とはどのような意味ですか。

「ストレージパリティ」とは、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットのある状態を指す言葉です。

具体的には、蓄電池を導入することによる年間ランニングコスト削減額の増加分（購入電力量を平準化することによる基本料金の削減分や自家消費できる太陽光発電設備による発電電力量の増加分など）に蓄電池の使用年数を乗じた金額が蓄電池の導入費用を上回ることを指しています。

2. 補助金の申請

問4. 応募申請書は先着順で採択されますか。

応募申請書を先着順で採択することはありません。

本補助金に応募をする場合、内容を十分検討した上で、公募要領に記載された「応募に必要な書類」を公募期間内に提出するようお願いします。

問5. 採択率や採択額は公表されますか。

採択率や採択額を公表する予定はありません。

問6. 公募要領に記載された事業要件などを満たす申請であれば、必ず採択されますか。応募の申請額が予算額を超えた場合、どのような絞り込みが行われますか。

公募要領に記載された事業要件などを満たす申請であることが事業の対象となる必要条件ですが、事業要件などを満たす申請内容であったとしても、予算の制約などにより必ず採択されるとは限りません。機構は応募申請書を受理した後、申請の内容が本補助事業の目的にかなない、公募要領や交付規程に記載された事業要件などを満たすものであるかを審査し、外部有識者などから構成される審査委員会での審査を経て、環境省と協議の上、予算の範囲内で採択を行います。

申請額の合計額が予算額を超える場合は、予算額の範囲でなるべく多くの事業者を採択する観点から、一事業者あたりの採択額に上限を設けるなどの絞り込みを行うことがあります。

問7. 提出書類に不備や不足があった場合、申請の不受理や不採択になりますか。

提出書類に不備や不足があった場合は、審査できない項目が発生し、申請の不受理や不採択になる場合があります。応募をする場合、内容を十分検討した上で、不備や不足の無いように公募要領に記載された「応募に必要な書類」を提出するようお願いします。

問8. 本補助金で申請できる補助対象設備の組み合わせを教えてください。

本補助金で申請できる補助対象設備の組み合わせは次のとおりです。

- ① 太陽光発電設備のみ
- ② 太陽光発電設備 + 定置用蓄電池
- ③ 太陽光発電設備（+ 定置用蓄電池：補助対象外で新規導入）
- ④ 太陽光発電設備 + 車載型蓄電池 + 充放電設備
- ⑤ 太陽光発電設備 + 車載型蓄電池（+ 充放電設備：補助対象外で新規導入）
- ⑥ 太陽光発電設備 + 定置用蓄電池 + 車載型蓄電池 + 充放電設備

- ⑦ 太陽光発電設備 + 定置用蓄電池 + 車載型蓄電池（+ 充放電設備：補助対象外で新規導入）

問9. 太陽光発電設備のみを導入する申請よりも太陽光発電設備と定置用蓄電池を同時に導入する申請の方が採択されやすいですか。

太陽光発電設備のみを導入する申請よりも太陽光発電設備と定置用蓄電池を同時に導入する申請の方が「ストレージパリティの達成」という本補助事業の目的に資するため、審査における評価が高くなります。ただし、この場合でも事業要件などを満たさない申請は採択にはなりません。

この他、応募申請書の審査における主な評価ポイントを公募要領に記載しているので、確認してください。

問10. 本補助金を国や地方公共団体の補助金と併用することは認められますか。

本補助金と経済産業省などの国の他の補助金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）（以下「補助金適正化法」という）第二条第一項に掲げる補助金等および第四項に掲げる間接補助金等）を同一の設備に対して併用することはできません。

なお、補助金適正化法の適用を受けない地方公共団体（都道府県や市区町村）からの補助金との併用は可能です。その場合、本補助金の経費内訳において地方公共団体からの補助金の額を「寄付金その他の収入」の欄に記入する必要があり、「総事業費」から差し引く必要があります。

問11. 発注先の工事会社やコンサルタントなどによる補助金の代理・代行申請は認められますか。

発注先の工事会社やコンサルタントなどによる補助金の代理・代行申請は認められません。代理・代行申請がされた場合、審査の対象外とします。

公募要領に記載された申請者の要件を満たす PPA 事業者、需要家、リース事業者などからの申請を審査の対象とします。

問12. 複数の施設を申請する場合、どのように申請すればいいですか。

複数の施設を申請する場合、施設の名称や住所（都道府県や市区町村の名称）が異なるなどして離れた場所にある場合は需要地ごとに申請してください。異なる需要地を一件の申請にした場合、審査の対象外とします。施設（需要地）ごとに採択の可否を判断します。

公道などを挟んでいたりする場合でも、同一受電の施設は基本的に一件の申請としてください。補助金の上限額は申請単位で設定されますが、補助金の上限額を回避するために分割して申請することは認められません。

問13. 同一敷地内に別受電の施設があり、それぞれの建物に太陽光発電設備を設置する場合、ど

のように申請すればいいですか。

同一敷地内に別受電の施設があって電力会社との電力契約を施設ごとに締結しており、それぞれの建物に太陽光発電設備を設置する場合でも、自営線で接続するか、公道などを挟むかどうかに関わらず、施設の名称や住所などで同一敷地と見なせる場合は一件の申請とすることが原則です。

ただし、「オンサイト PPA モデル」において需要家との PPA 契約を施設ごとに締結する場合など、別々の申請とすることができる場合があります。こうした申請を行う場合、事前に機構に関する資料を提示した上で相談してください。

問14. 「サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業」や「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」などで過去に国の補助金の交付を受けて太陽光発電設備等を導入した施設について、再度申請することはできますか。

本補助金の事業要件などを満たす申請であれば、「サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業」や「ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業」などで過去に国の補助金の交付を受けて太陽光発電設備等を導入した施設について、再度申請することは可能です。

その場合、本補助事業は対象施設で自家消費できる規模の太陽光発電設備が補助対象となるため、過去に導入した太陽光発電設備の発電電力量を差し引いて、なお自家消費できる規模の太陽光発電設備の申請であることが申請書で明示される必要があります。過去に導入した太陽光発電設備の発電電力量や太陽光発電設備の導入後に電力会社から購入している電力量などが不明で、自家消費できる電力量が確認できない申請は認められないので注意してください。

問15. 日本国外の施設を申請できますか。

本補助事業の対象は日本国内の施設に限ります。

問16. 学校法人、医療法人、社会福祉法人、事業ごとに特別法の規定に基づき設立された協同組合などは本補助金の申請者になれますか。

学校法人、医療法人、社会福祉法人、事業ごとに特別法の規定に基づき設立された協同組合（農業協同組合、漁業協同組合、生活協同組合など）などは「民間企業」として本補助金の申請者になることができます。「オンサイト PPA モデル」または「ファイナンスリース契約」で共同事業者（需要家）としての申請もできるものとします。

問17. 民営化された旧公社や旧公団などは本補助金の申請者になれますか。

民営化された旧公社や旧公団などは「民間企業」として本補助金の申請者になることができます。「オンサイト PPA モデル」または「ファイナンスリース契約」で共同事業者（需要家）としての申請もできるものとします。

問18. 大企業か中小企業かを問わず、本補助金の申請者になれますか。

公募要領に記載された「補助金の申請者の要件」に該当していれば、大企業か中小企業かを問わず、本補助金の申請者になることができます。

問19. 個人事業主は申請できますか。申請できる場合、提出が必要な書類はありますか。

個人事業主は青色申告者であれば申請可能です。個人事業主が申請を行う場合、確定申告書 B および所得税青色申告決算書の写しの提出が必要です。電子申告を行った場合は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）で確認できる受信結果（受信通知）のスクリーンショットを併せて提出してください。

問20. 白色申告の個人事業主は本補助金の申請者になれますか。

白色申告の個人事業主は本補助金の申請者になれません。

問21. 地方公共団体は本補助金の代表申請者になれますか。

地方公共団体は本補助金の代表申請者になることはできません。

公共施設への太陽光発電設備の導入は「オンサイト PPA モデル」に限られ、「自己所有」および「ファイナンスリース契約」は対象外となります。ただし、同一施設において太陽光発電設備を導入する民間企業と共同申請をする場合、定置用蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備を共同申請者として導入することはできます。

問22. 個人は本補助金の代表申請者になれますか。

個人は本補助金の代表申請者になることはできません。

個人が所有する施設への太陽光発電設備の導入は「オンサイト PPA モデル」または「ファイナンスリース契約」に限られ、「自己所有」は対象外となります。ただし、同一施設において太陽光発電設備を導入する民間企業と共同申請をする場合、定置用蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備を共同申請者として導入することはできます。

問23. NPO 法人は本補助金の申請者になれますか。

NPO 法人は本補助金の申請者にはなれません。

問24. 宗教団体が所有する施設を本補助金で申請できますか。

宗教団体が所有する施設は本補助金の対象外とします。

問25. 新築の建物を申請できますか。

公募要領に記載された補助事業の期間内に補助事業を完了させられるのであれば、新築の建物を申請することは可能です。その場合、建築工事のスケジュールを確認できる工程表を申請書に添付し、補助事業の実施期限までに補助事業を完了させられることを明示してください。

新築の建物で申請の段階で完成していない場合、建物の所在地や所有者が確認できる書類として、建築工事の契約書（原契約書）の写しなどを申請書に添付してください。

3. 太陽光発電設備

問26. 定置用蓄電池は導入せず、太陽光発電設備のみの導入でも申請できますか。

定置用蓄電池は導入せず、太陽光発電設備のみの導入でも申請できます。

その場合、停電時に対象施設で需要家が必要だと考える電力をまかなうための設備として、自立運転機能付きのパワーコンディショナーを導入することが基本的に必要です。

問27. 本補助事業で導入する太陽光発電設備の規模はどの程度とするのが妥当ですか。

本補助事業で導入する太陽光発電設備は、平時において対象施設（オンサイト）で自家消費することを目的とし、かつ停電時に対象施設で需要家が必要だと考える電力を供給できるものである必要があります。

施設によって消費電力の傾向は大きく異なりますが、売電を目的としておらず、あくまでも自家消費を目的とした太陽光発電設備であることが必要です。

なお、見込みどおりに消費電力が増えなかった場合、過大な設備となりかねないため、将来的な設備投資などによる消費電力の増加を見込んだ申請は認められません。消費電力量の実績値に基づき、太陽光発電設備の導入規模を決める必要があります。

具体的には申請書の様式（Excel ファイル）において、一定の設備利用率で算定した数値を太陽光発電設備の導入規模の下限値および上限値としており、この範囲内の申請であることが必要です。範囲外の太陽光発電設備は過小または過大な設備として、平時に使用するエネルギー量を考慮した適正な導入規模ではないという判断になります。

やむを得ず余剰電力が生じてしまう場合でも、定置用蓄電池を導入するなどして、できる限り本補助事業で導入する太陽光発電設備による発電電力の自家消費率を上げるようにしてください。

問28. 平日と土日の消費電力量の差が大きい施設の場合、導入する太陽光発電設備の規模はどの程度とするのが妥当ですか。

本補助金は自家消費型の太陽光発電設備を補助対象としていますが、平日と土日の消費電力量の差が大きい施設の場合、平日の消費電力量を基準にすると土日に大量の余剰電力量（出力抑制により発電されなかった電力量を含む。以下同様）が発生する一方で、土日の消費電力量を基準にすると太陽光発電設備の導入規模は比較的小さなものとなって施設の消費電力量に占める再生可能エネルギーの比率が低い水準にとどまる傾向があります。

こうした施設の場合、平日には余剰電力量がほとんど発生せずに自家消費できる規模の太陽光発電設備とすることが原則的な考え方となります。定置用蓄電池を導入することで自家消費率を向上させられるので、必要に応じて導入を検討してください。

問29. 新築の施設で電力使用量の実績値が無い場合、導入する太陽光発電設備の規模はどの程度

とするのが妥当ですか。

新築の施設で電力使用量の実績値が無い場合、類似施設（施設の建築面積が近いなど）の電力使用量の実績値を用いることや導入する電気設備の台数・消費電力・負荷率・使用时间などから電力使用量を見込み（合理的な算定根拠であること）、その範囲で自家消費できる規模の太陽光発電設備を導入することが考えられます。

施設の稼働後に想定よりも電力が消費されなかった場合、太陽光発電設備の発電電力を自家消費し切れず、過大な規模の太陽光発電設備となり、補助金の返還が発生しかねないため、確実に自家消費できる規模の太陽光発電設備を導入する計画にしてください。施設の実際の稼働状況が分からない段階で、過大な想定をすることは認められません。

問30. 既設の太陽光発電設備がある施設に増設する形で本補助事業により太陽光発電設備を設置することは認められますか。

本補助事業で導入する太陽光発電設備による発電電力を対象施設で自家消費することができ、本補助事業での導入量が適切であることを申請書で示すことができれば、補助対象となり得ます。

なお、その場合も、既に実施された事業に対して補助金を交付することはできません。また、発電電力量などの計測を含め、CO₂削減量を本補助事業と実施済みの事業とで明確に切り分けられることが必須となります。本補助事業のみによるCO₂削減量を把握できない申請は認められません。

問31. 本補助金で導入する太陽光発電設備による発電電力を自己託送することはできますか。

本補助金は対象施設（オンサイト）での自家消費型の太陽光発電設備を補助対象としており、本補助金で導入する太陽光発電設備による発電電力を一般電気事業者が維持・運用する送配電ネットワークを介して自己託送することはできません。

問32. 対象施設の屋根などに太陽光パネルを設置するスペースが不足している場合、隣接する土地や建物に太陽光発電設備を設置して、自営線で対象施設に電力を供給する申請は認められますか。

本補助事業は対象施設（オンサイト）で自家消費する太陽光発電設備を補助対象としていますが、対象施設の屋根などに太陽光パネルを設置するスペースが不足している場合、一般電気事業者が維持・運用する送配電ネットワークを介さず（自己託送はせず）に自営線で対象施設に電力を供給し、自営線を含む補助対象設備の法定耐用年数期間における設置に関して土地や建物の権利関係に問題がない（他者が所有する土地や建物の場合、了承が得られている）ことが確認できる資料が申請時に提出されることを条件に、隣接する土地や建物に太陽光発電設備を設置することは可とします。

問33. 事業要件の「停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した太陽光発電設備等を導入す

ること」を満たすためには、どのような設備を導入する必要がありますか。

本補助事業で導入する太陽光発電設備等は停電時に対象施設で需要家が必要だと考える電力をまかなえるものである必要があります。

そのため、太陽光発電設備における自立運転機能付きのパワーコンディショナーの導入または定置用蓄電池の導入が基本的に必要です。停電時に対象施設で需要家が必要だと考える電力をまかなえることを条件として、①太陽光発電設備における自立運転機能付きのパワーコンディショナーのみの導入、②定置用蓄電池のみの導入、③太陽光発電設備における自立運転機能付きのパワーコンディショナーと定置用蓄電池を組み合わせての導入のいずれでも構わないものとします。停電時の施設と設備の使用方法、系統別の出力と負荷の妥当性などを申請書で示してください。

なお、夜間に需要家が必要だと考える電力がある場合は、太陽光発電設備における自立運転機能付きのパワーコンディショナーでは夜間に必要な電力をまかなえないため、定置用蓄電池の導入が基本的に必要です。

問34. 本補助事業で導入するパワーコンディショナーは全て自立運転機能付きのものにする必要がありますか。

停電時に対象施設で需要家が必要だと考える電力をまかなえるのであれば、本補助事業で導入するパワーコンディショナーを全て自立運転機能付きのものにする必要はありません。定置用蓄電池を導入しない場合、自立運転機能付きのパワーコンディショナーを少なくとも1台は導入することが基本的に必要です。

問35. 特定負荷や非常用コンセントは太陽光発電設備を設置する建物と同じ建物にある必要がありますか。

停電時に需要家が必要だと考える電力をまかなうことができ、本補助金の事業目的の一つであるレジリエンスの向上につながる事が申請書で示されていれば、太陽光発電設備を設置する建物と同一敷地内にある他の建物（事務室など）に特定負荷や非常用コンセントがある申請も可とします。

問36. 非常用発電機が設置された施設を本補助事業で申請することはできますか。

非常用発電機が設置された施設であっても、本補助事業の要件などを満たすものであれば、申請できます。

問37. 多雪地帯での申請にあたって注意する点がありますか。

多雪地帯の場合、積雪時のことを考慮して、太陽光パネルの設置にあたって架台が必要になる場合があります。申請前に架台の設置の必要性の有無を検討し、架台を設置する場合、設置する建物が構造上、架台を含めた荷重に耐えられることを確認した上で申請するようにしてください。

問38. 固定価格買い取り制度（FIT）や FIP 制度は利用できますか。

本補助事業で導入する太陽光発電設備で発電した電力について、固定価格買い取り制度（FIT）を活用して売電することはできません。

また、令和 4 年度に運用開始が予定されている FIP (Feed in Premium) 制度の認定を取得することはできません。

問39. 余剰電力を売電することはできますか。

本補助金は対象施設（オンサイト）での自家消費型の太陽光発電設備を補助対象としていますが、施設の休業日などにやむを得ず生じる余剰電力については、売電することは可能です。ただし、その場合でも、定置用蓄電池を導入するなどして、できる限り本補助事業で導入する太陽光発電設備による発電電力の自家消費率を上げるようにしてください。

FIT や FIP により売電することはできないため、余剰電力を売電する場合は、電気事業者との個別契約において価格などを決定してください。

問40. 補助事業で導入した太陽光発電設備等による余剰売電などで相当の収益が発生した場合、収益納付額はどのように考えたらいいですか。

補助事業で導入した太陽光発電設備等による余剰売電などで相当の収益が発生した場合、補助事業の完了後 5 年間について、原則として以下の計算式で算出した結果で収益納付の要・不要を判断します。余剰売電などの収益が発生する場合は、毎月の売電量や売電収入などに係る帳簿などを整理して適切に管理してください。

$$\text{計算式：収益納付額} = (\text{A} - \text{B}) \times (\text{C} / \text{D}) - \text{E}$$

A：収益額（補助事業に係る設備等における営業損益等の各年度の累計）

B：控除額（補助対象経費）

C：補助金確定額

D：補助事業に係る支出額（補助事業に要した経費と補助事業終了後に追加的に要した経費の合計）

E：納付額（前年度までに収益納付を行っている場合の当該納付額）

注 1 相当の収益が生じた場合とは、収益額【A】－控除額【B】>0 となる場合をいう。

注 2 収益納付は、収益納付額の累計が補助金確定額【C】を超えない範囲で行う。

問41. 「系統接続（系統連系）」について、補助金の申請前に確認しなければならないことは何ですか。

一部地域では商用電力系統への逆潮流が発生する発電設備の設置などが一般送配電事業者により制限されているため、補助事業の執行に支障が無いよう、補助金の申請前に十分確

認してください。

系統連系工事負担金によって事業採算性が悪化し、補助事業を中断または中止することの無いよう、補助金の申請前の段階から一般送配電事業者と十分な協議を行うようにしてください。

※「系統接続（系統連系）」とは、発電した電気を一般送配電事業者の送電線、配電線に流すために、電力系統に接続することを指します。「系統接続」は系統への接続希望者が一般送配電事業者に接続検討の申込みをし、一般送配電事業者が技術的検討等を踏まえて連系承諾を行い、系統連系希望者が工事費負担金を支払うことで工事が実施され、系統への接続が開始されます。

問42. 戸建て住宅を法人が所有して使用している場合や個人が所有し仕事場として使用している場合、10kW未満の太陽光発電設備を導入する申請は認められますか。

戸建て住宅を法人が所有して使用している場合や個人が所有し仕事場として使用している場合（医院併用住宅や自宅をリフォームした事務所など）、10kW未満の太陽光発電設備を導入する申請は認められません。10kW以上の太陽光発電設備を導入する申請であることが必要です。

個人が所有し住居として使用する戸建て住宅は10kW未満でも10kW以上でも申請できます。

4. 定置用蓄電池

問43. 既設の太陽光発電設備がある場合、定置用蓄電池のみの申請はできますか。

本補助金で太陽光発電設備を導入することが必須のため、既設の太陽光発電設備がある場合に定置用蓄電池のみを申請することはできません。

問44. 定置用蓄電池を導入すれば、太陽光発電設備において自立運転機能付きのパワーコンディショナーを導入しなくても構いませんか。

定置用蓄電池を導入することで停電時に対象施設で需要家が必要だと考える電力をまかなえるのであれば、太陽光発電設備において自立運転機能付きのパワーコンディショナーを導入せず、自立運転機能の無いパワーコンディショナーのみを導入する計画でも構いません。その場合、定置用蓄電池のみで停電時に需要家が対象施設で必要だと考える電力をまかなえることを申請書で示すようにしてください。

問45. 本補助事業で導入する定置用蓄電池の規模はどの程度とするのが妥当ですか。導入する太陽光発電設備の規模と連動させる必要がありますか。

本補助事業で導入する定置用蓄電池は太陽光発電設備によって発電した電気を優先的に蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提としたものである必要があります。導入する定置用蓄電池の規模は停電時に対象施設で需要家が必要だと考える電力をまかなえるものであることが基本です。

具体的には申請書の様式（Excel ファイル）において、〈特定負荷表〉に記載する機器を稼働させられる蓄電容量の定置用蓄電池を導入する計画であることを示すことが基本的に必要です。

太陽光発電設備は天候によって大きく発電量が変動しますが、夜間などに放電した定置用蓄電池の電力量（残量設定を何パーセントにするか）を平均的な発電予想量（太陽光発電設備の年間推定発電量 ÷ 365 日）で日中に充電できる計算になっている必要があります。導入する太陽光発電設備の規模と定置用蓄電池の規模を必ずしも連動させる必要はありませんが、太陽光発電設備の発電電力により平時において充放電を繰り返せるだけの充電（前日に放電した分の充電）ができなければなりません。太陽光発電設備の全ての系統を定置用蓄電池に接続して充電できるようにする必要はなく、定置用蓄電池に接続する太陽光発電設備で定置用蓄電池の充電に必要な電力量を確保できるのであれば、定置用蓄電池には給電せずに負荷への供給を行う系統があることは構いません。

問46. 対象施設の消費電力が高い水準で安定しており、本補助事業で導入する太陽光発電設備による発電電力を対象施設でほぼ完全に自家消費できる場合でも、定置用蓄電池を導入することは認められますか。

対象施設の消費電力が高い水準で安定しており、本補助事業で導入する太陽光発電設備による発電電力を対象施設でほぼ完全に自家消費できる（余剰電力がほぼ発生しない）場合で

も、本補助事業の目的に沿ったものであれば定置用蓄電池を導入することは認められます。

この場合、定置用蓄電池は平時のピークカットや停電時のレジリエンス向上に重きを置いた使用方法になりますが、その場合でも、定置用蓄電池を日々充放電させて活用しなければなりません。

問47. 補助対象となる定置用蓄電池の種類に制限はありますか。

定置用蓄電池は公募要領に記載された補助対象設備の要件を満たすものであれば、リチウムイオン電池だけでなく、鉛蓄電池なども補助対象になり得ます。

問48. 曇天時や定置用蓄電池のメンテナンス時に系統から定置用蓄電池に充電をすることは認められますか。

定置用蓄電池に平時において深夜電力などで毎日のように系統から充電することは認められませんが、補助事業の目的や要件に反しない（太陽光発電設備の発電電力による充電が主である）ことを条件に曇天時やメンテナンス時に系統から定置用蓄電池に充電することは認められます。

問49. 産業用蓄電池には家庭用蓄電池のような設備要件はありますか。

産業用蓄電池（4,800Ah・セル以上。電圧にもよるが、リチウムイオン電池の場合、蓄電容量 17~18kWh 以上）については製品に対する要件は特段ありません。

ただし、実証段階のものは補助対象外となります。

問50. 太陽光発電設備の電力変換装置（パワーコンディショナー）が蓄電システムの電力変換装置と一体型（ハイブリッド）の蓄電システムの目標価格の算定方法で気をつける点がありますか。

太陽光発電設備の電力変換装置（パワーコンディショナー）が蓄電システムの電力変換装置と一体型（ハイブリッド）の蓄電システムの場合、目標価格との比較において、ハイブリッド部分のうち蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分（蓄電池システムに含まれる太陽光発電設備の電力変換装置）に係る経費分を控除することができます。定置用蓄電池に太陽光発電設備の電力変換装置を含む製品と含まない製品がある場合、その差額が太陽光発電設備の電力変換装置に相当する金額と考えられます。

ハイブリッド部分のうち蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分（蓄電池システムに含まれる太陽光発電設備の電力変換装置）に係る経費を切り分けられない場合、目標価格との比較において、当該電力変換装置の系統側の定格出力 1kW あたり 2 万円を太陽光発電設備の電力変換装置に相当する金額と見なして控除する（定格出力の kW 単位の小数点第二位以下は切り捨て）ことができます。

問51. 目標価格をクリアするために定置用蓄電池の工事費などを補助対象外として申請すること

は認められますか。

定置用蓄電池は設置までしないと機能せず、補助事業としての目的を果たせないため、工事費などを補助対象外として機器費のみを補助対象として申請することは認められません。本 Q&A の補助対象経費、補助対象外経費の区分に基づき、適切に経費を計上してください。

問52. 目標価格をクリアする定置用蓄電池が見つからない場合、定置用蓄電池を補助対象外として太陽光発電設備のみを補助対象として申請することは認められますか。

目標価格をクリアする定置用蓄電池が見つからない場合、定置用蓄電池を補助対象外として太陽光発電設備のみを補助対象として申請することは可能です。

問53. リユースの定置用蓄電池の補助金の交付額の算定方法を教えてください。

公募要領・別表第 1 を参照してください。

基準額の算定において、リユース蓄電池の蓄電池部は補助対象外、ボックスや配線などの材料費や工事費は補助対象とする必要があります。

問54. 蓄電池は可搬式のものでも補助対象になりますか。

可搬式の蓄電池は補助対象外とします。

ただし、可搬式の蓄電池であっても、固定する場合は補助対象とします。災害時に転倒などして破損しないよう、適切に固定することが必要です。

問55. 定置用蓄電池の固定方法は耐震クラス S を満たさなければなりませんか。

本補助事業における定置用蓄電池の固定方法は耐震クラス S でなくても構いませんが、完了実績報告書において『建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版』（監修：独立行政法人建築研究所）など、一定の基準を満たす固定方法であることをメーカーまたは施工業者などが作成した施工説明書などで確認できるとともに、施工説明書などのおり定置用蓄電池が設置されたことを工事報告書や検査合格書などで確認する必要があります。

5. 車載型蓄電池・充放電設備

問56. 車載型蓄電池の補助金の交付額の算定方法を教えてください。

公募要領・別表第1を参照してください。

補助対象となるのは「太陽光発電設備」および「充放電設備」と同時に導入する場合、外部給電が可能な電気自動車（EV）またはプラグインハイブリッド自動車（PHV）に搭載されている車載型蓄電池（令和3年度経済産業省クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金（以下「CEV補助金」という）の「補助対象車両一覧」の銘柄）に限ります。

CEV補助金も国の補助金であり、同一設備について国の補助金を併用することはできません。CEV補助金でEVなどを申請した場合、申請したEVなどは本補助金の対象になりません。

問57. ハイブリッド車（HV）は車載型蓄電池として補助対象になりますか。

プラグインハイブリッド車（PHV）は補助対象になりますが、ハイブリッド車（HV）は補助対象外となります。

問58. 充放電設備の補助金の交付額の算定方法を教えてください。

公募要領・別表第1を参照してください。

補助対象となるのは「太陽光発電設備」および「車載型蓄電池」と同時に導入する場合、平時において本補助事業で導入する「太陽光発電設備」からの電力が供給でき、「車載型蓄電池」に充電できるものであり、停電時に本補助事業で導入する「車載型蓄電池」から対象施設に電力の供給ができる、令和3年度CEV補助金の「V2H充放電設備」の「補助対象V2H充放電設備一覧」のものに限ります。

問59. 放電機能の無い充電設備は補助対象になりますか。

放電機能の無い充電設備は補助対象外とします。

問60. 充放電設備のみの申請はできますか。

充放電設備のみの申請は認められません。

令和3年度CEV補助金の「V2H充放電設備」の「補助対象V2H充放電設備一覧」に導入したい機器が含まれない場合、事業期間内に設置が完了することを条件に、充放電設備を補助対象外として調達し、車載型蓄電池を補助対象として調達する申請は可とします。

6. 補助金の交付額の算定方法

問61. 補助金の交付額に上限額や下限額はありますか。

補助金の交付額は1需要地につき2億円が上限額となります。

下限額はありますが、戸建て住宅を除き、太陽電池出力が10kW以上である必要があります。

問62. 公募要領・別表第1に基づく太陽光発電設備の補助金の交付額の算定方法を例示していただけますか。

基準額の算定に用いる「太陽電池出力」は太陽電池モジュールのJISなどに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方をkW単位で小数点以下を切り捨てた値とします。

例：太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値261.12kW（=255W/枚×1,024枚）、パワーコンディショナーの定格出力合計値200kW（=50kW/台×4台）の場合、太陽光発電設備の基準額は200kW×5万円/kW（オンサイトPPAモデルの場合）+10万円（設置工事費相当額）=1,010万円となる。本補助金は基準額=補助金所要額（交付額）となる場合が多い。

申請書の様式（Excelファイル）に計算式が入っているので、具体的な金額は様式に記入して確認してください。

問63. 公募要領・別表第1に基づく定置用蓄電池の補助金の交付額の算定方法を例示していただけますか。

基準額の算定に用いる「蓄電容量」は単電池の定格容量、単電池の公称電圧および使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh単位で小数点第二位以下を切り捨てた値とします。

例（産業用・非ハイブリッド）：産業用蓄電池1,000kWh（パワーコンディショナーが一体型でない）を導入し、工事費込みの定置用蓄電池のみの補助対象経費が1.5億円（税抜）の場合、目標価格1,000kWh×21万円/kWh=2.1億円をクリア（2.1億円>1.5億円）しており、定置用蓄電池の基準額は1,000kWh×6万円/kWh+10万円（設置工事費相当額）=6,010万円、1.5億円×1/3=5,000万円により、少ない方の5,000万円となる。本補助金は基準額=補助金所要額（交付額）となる場合が多い。

例（家庭用・非ハイブリッド）：家庭用蓄電池10kWh（パワーコンディショナーが一体型でない）を導入し、工事費込みの定置用蓄電池のみの補助対象経費が100万円（税抜）の場合、目標価格10kWh×16.5万円/kWh=165万円をクリア（165万円>100万円）しており、定置用蓄電池の基準額は10kWh×2万円/kWh+10万円（設置工事費相当額）=30万円、100万円×1/5=20万円により、少ない方の20万円となる。本補助金は基準額=補助金所要額（交付額）となる場合が多い。

申請書の様式（Excel ファイル）に計算式が入っているので、具体的な金額は様式に記入して確認してください。

問64. 太陽光発電設備と定置用蓄電池を同時に導入する申請をした場合、補助金の基準額はそれぞれの基準額の合算になりますか。

太陽光発電設備と定置用蓄電池を同時に導入する申請をした場合、補助金の基準額はそれぞれの基準額の合算になります。

例：太陽光発電設備の基準額が 5,000 万円、定置用蓄電池の基準額が 5,000 万円の場合、補助金の基準額は 5,000 万円+5,000 万円=1 億円になる。

申請書の様式（Excel ファイル）に計算式が入っているので、具体的な金額は様式に記入して確認してください。

問65. 太陽光発電設備や定置用蓄電池の基準額としての設置工事費相当額は太陽光発電設備や定置用蓄電池の規模や工事費に関わらず、一律 10 万円ですか。

太陽光発電設備や定置用蓄電池の基準額としての設置工事費相当額は太陽光発電設備や定置用蓄電池の規模や工事費に関わらず、一律 10 万円です（例えば、太陽光発電設備が 10kW でも 1MW でも基準額としての設置工事費相当額は 10 万円。定置用蓄電池が 10kWh でも 1MWh でも基準額としての設置工事費相当額は 10 万円。工事費が 100 万円でも 1 億円でも基準額としての設置工事費相当額は 10 万円）。

基準額としての設置工事費相当額 10 万円は太陽光発電設備、定置用蓄電池、それぞれの基準額の算定において加算されます（太陽光発電設備のみ導入する場合、太陽光発電設備の基準額の算定において設置工事費相当額 10 万円が加算。太陽光発電設備と同時に定置用蓄電池を導入する場合、定置用蓄電池の基準額の算定において設置工事費相当額 10 万円が加算）。

申請書の様式（Excel ファイル）に計算式が入っているので、具体的な金額は様式に記入して確認してください。

問66. 法人が所有する施設に家庭用の定置用蓄電池を複数台設置した場合、産業用の定置用蓄電池の金額が適用されますか。

定置用蓄電池が産業用か家庭用かの判断は、需要家が法人か個人かに関係なく、製品単位で行います。そのため、法人が所有する施設に家庭用の定置用蓄電池を 1 台設置した場合でも複数台設置した場合でも、家庭用の定置用蓄電池の金額が適用されます。家庭用の定置用蓄電池を産業用の定置用蓄電池の金額で算定した申請は認められません。

7. 補助対象・補助対象外

問67. 太陽光パネルやパワーコンディショナーの機器費のみを補助対象にした申請は認められますか。

太陽光パネルやパワーコンディショナーの機器費のみを補助対象にした申請は認められません。原則として補助対象となる経費で本補助事業が成立する必要がある、補助事業の実施に必要な設備の費用に加えて設置の費用なども補助対象経費として計上する必要があります。

問68. 設計・監理に関する費用は補助対象経費として計上する必要がありますか。

補助対象設備の設計・監理に関する費用は補助対象経費として計上する必要があります。

問69. 設計が完了している事業について、機器費と工事費のみを補助対象として申請することはできますか。

機器費や工事費の契約を締結する前であれば、機器費と工事費のみを補助対象として申請することは可能です。その場合、経費内訳表の設計費の欄には記入しないでください。

問70. 付帯設備の補助対象の範囲はどのように考えたらいいですか。補助対象外にしなければならない経費の例を教えてください。

付帯設備の補助対象の範囲は、エネルギー起源 CO2 の排出削減に直接資する設備（補助対象設備）の適切な稼働に直接必要なものであって、必要最小限度のものに限られます。

この点を踏まえた補助対象外経費の例は次のとおりです。

- 機構が補助対象外と判断した機器、設備、構造物、基礎工事など
- 補助金の交付の決定が行われる前に発生した経費（事前調査費など）
- 本補助金の申請手続きに係る費用（コンサルタントへの委託料など）
- 電力会社や所轄の消防署などへの申請、届出、登録などの費用
- 安全フェンスなどの設置に係る費用
- パワーコンディショナーなどの保証料（●年保証の費用など）
- 技術実証や研究開発段階のもので、検証性の高い製品（市場で取引された実績の無い製品）
- 気温計・日射計・気象信号変換器
- 玄関などに設置して、CO2 削減量などを表示する普及啓発用のモニター、ケーブルなど

- 補助事業と直接関係の無い電気工事費やキュービクル
- 設備の保守管理に係る費用、ランニングコストにあたる費用
- データ計測などのための通信費、通信料
- 売電に必要な経費（売電メーターの設置費用、一般送配電事業者への工事負担金など）
- カーポート本体
- 浸水被害の対策のための費用
- 太陽光発電設備を設置する際の防水工事において、架台支持材より 50cm を超える範囲の費用
- 補助事業の実施中に発生した事故や災害の処理に要する経費
- 既存設備の解体、撤去、移設の費用
- 残土の処理費用（処分費・運搬費）
- 草刈り、そのままでは工事ができない土地の整地に係る費用、砂利やコンクリートを敷き詰めるための費用
- 盛り土や土壌改良工事の費用
- 建築物、外構、およびその工事費
- 停電時にしか使用しない設備（例：非常用発電設備）
- 数年で定期的に更新する消耗品（例：消火器）
- 将来的な設備の更新（リプレース）費用
- 販売事業者や工事会社などへの振込手数料
- 補助対象外の直接工事費に相当する間接工事費 ※補助対象となる間接工事費の金額は直接工事費の補助対象経費と補助対象外経費の比率で按分して算定すること

問71. 設備の設置のため、建屋の建築および基礎工事が必要となりますが、補助対象経費として計上する必要がありますか。

建物（カーポートを含む）は一般的に設備とは認められないため、補助対象外となります。建物の建設工事に係る基礎工事部分についても補助対象外となります。

設備の設置などに伴う建築物の躯体などに関する工事も補助対象外となります。

問72. 逆流防止装置は補助対象経費として計上する必要がありますか。

一般送配電事業者により逆流防止装置の設置が系統連系に必要と認められる場合は、逆流防止装置を補助対象経費として計上する必要があります。

問73. 自営線は補助対象経費として計上する必要がありますか。

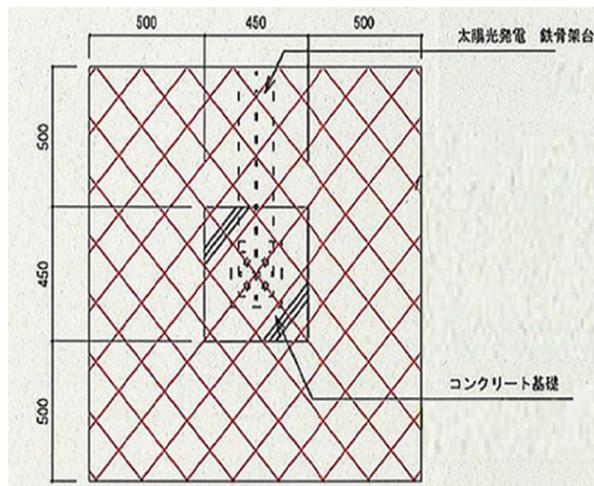
自営線の設置が補助事業の実施に必要な場合は、自営線を補助対象経費として計上する必要があります。

※上記の「自営線」は一般送配電事業者以外の電気事業者が電力供給のために自ら敷設する電線を指しています。

問74. 太陽光発電設備を設置する際の屋上防水工事の補助対象範囲に制限はありますか。

屋上に太陽光発電設備を設置する際の屋上防水工事については、必要最小限の範囲（鉄骨材（架台支持材）の一定の周囲部分）を補助対象経費として計上してください。

一定の周囲部分の具体的な数値は工事の内容により異なりますが、『公共建築数量積算基準』（国土交通省）などを参考とし、架台支持材より最大 **50cm** までを補助対象とします。



防水工事必要最小限範囲の例（網掛部）

問75. 太陽光パネル、パワーコンディショナー、定置用蓄電池などについて、過去に購入したもので中古品やリユース品を補助対象として申請できますか。

本補助金の対象となる太陽光発電設備、定置用蓄電池（産業用・家庭用）、車載型蓄電池、充放電設備については、過去に購入したもので中古品は補助対象外とします。

本補助金の対象となる太陽光発電設備、定置用蓄電池（家庭用）、車載型蓄電池、充放電設備については、リユース品は補助対象外とします。ただし、産業用の定置用蓄電池については、蓄電池部がリユースのものも補助対象（リユース蓄電池の蓄電池部は補助対象外、ボックスや配線などの材料費や工事費は補助対象）とします。

問76. 予備の設備（交換品）を初期費用に含めて発注する場合、補助対象外経費として計上する必要がありますか。

予備の設備（交換品）を初期費用に含めて発注する場合、補助対象外経費として計上してください。将来用の設備や予備の設備は補助対象外とします。

問77. 定置用蓄電池の補助対象範囲はどのように考えたらいいですか。

本補助事業における定置用蓄電池の補助対象・補助対象外の考え方は次のとおりです。

定置用蓄電池としての機能を果たすために必要な機器は補助対象経費とする必要があり、太陽光発電設備などの設備や工事の経費と切り分ける必要があります。

定置用蓄電池の基礎工事などの経費を他の設備と切り分けられない場合は、定置用蓄電池の機器費と太陽光発電設備などの機器費の比率で按分計算をすることが考えられます。

1. 基礎工事費：

【補助対象】蓄電システム分のみので整地工事、基礎コンクリート工事、養生工事の費用

【補助対象外】他工事を同時に実施した場合の基礎コンクリート工事・養生工事の費用（経費を分けられない場合は按分計算をすること）、排土処理費用

2. 搬入費：

【補助対象】蓄電システム分のみので国内輸送費（工場～設置場所）、狭小箇所への搬入・荷下ろしのクレーンの費用

【補助対象外】蓄電システム分のみので海外からの輸送費、通関費、乙仲費用など

3. 据付費：

【補助対象】蓄電システム分のみので据付クレーン費、精密重量機器据付費、アンカー工事の費用

【補助対象外】蓄電システム分と関係ない据付工事の費用

4. 電気工事費：

【補助対象】蓄電システムの機器内配線工事、装置間の接続配線工事、接地工事、通信配線工事の費用

【補助対象外】太陽光発電設備・受電トランス・スコットトランス・分電盤（蓄電システムに関与しないもの）に関連する電気工事の費用（経費を分けられない場合は按分計算をすること）

5. 運転調整費：

【補助対象】試運転調整に係る技術調整費用

【補助対象外】太陽光発電設備等の試運転調整に係る技術調整費用

6. 工事管理費：

【補助対象】直接管理費

【補助対象外】蓄電システム分と関係ない共通仮設費、現場管理費、一般管理費（経費

を分けられない場合は按分計算をすること)

7. その他：

【補助対象外】安全フェンスなどの設置に係る費用

8. 「オンサイト PPA モデル」での申請

問78. 本補助事業における「オンサイト PPA モデル」とはどのようなものですか。

本補助事業における「オンサイト PPA モデル」とは、太陽光発電設備等の所有者等である発電事業者（PPA 事業者）が需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理等（維持管理を当該需要家が行う場合を含む）をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式を指します。

補助金額の 5 分の 4 以上がサービス料金の低減等により需要家に還元されるものであり、補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類（需要家と PPA 事業者との契約書、覚書など）の提出を交付の条件とします。

問79. 「オンサイト PPA モデル」で PPA 事業者として申請するための条件はありますか。

本補助事業に「オンサイト PPA モデル」で PPA 事業者として申請するためには、定款に小売電気事業などの記載があることが必要です。

ただし、同一の需要地内で需要家に売電することは電気事業法の規制外のため、許可等がなくても売電は可能であり、本補助事業で「オンサイト PPA モデル」で申請できる PPA 事業者は資源エネルギー庁のウェブサイトで公表されている「発電事業に係る届出義務」のある発電事業者 (https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electricity_measures/004/list/) に限定されないものとします。

問80. 需要家と PPA 事業者に資本関係がある場合、「オンサイト PPA モデル」で申請できますか。

需要家と PPA 事業者が親会社・子会社・孫会社などの関係で資本関係がある場合、太陽光発電設備等の第三者所有とは見なせないため、「オンサイト PPA モデル」では申請できません。連結財務諸表に含まれる法人（支配・従属関係のある親会社＋連結子会社＋企業集団の業績に影響を与える関連会社や非連結子会社）同士の契約は利害関係を持たない第三者とは見なせません。直接的な支配・従属関係が無く、連結財務諸表に含まれない法人同士であれば、一部資本関係があっても「オンサイト PPA モデル」で申請できることとします。

需要家と PPA 事業者の代表者が同一人物であり、需要地の土地・建物の所有者が PPA 事業者である場合なども第三者所有とは見なせないため、「オンサイト PPA モデル」では申請できません。

グループ内の子会社が PPA 事業者となり、親会社を需要家として PPA 契約を締結する場合などは「その他の PPA モデル」として申請できるものとします。

問81. 発電事業者（PPA 事業者）が所有、管理する施設にテナントとして入居している事業者と

PPA 契約を締結する場合、「オンサイト PPA モデル」で申請できますか。

発電事業者（PPA 事業者）が所有、管理する施設にテナントとして入居している事業者と PPA 契約を締結する場合、「オンサイト PPA モデル」で申請することはできません。「オンサイト PPA モデル」は第三者の屋根や敷地に太陽光発電設備等を設置するものである必要があります。

この場合、「自己所有」の区分であれば申請できます。

問82. 「オンサイト PPA モデル」でリース事業者が補助対象設備の所有者となる実施体制の場合、リース事業者を代表申請者か共同申請者にしなければなりませんか。

「オンサイト PPA モデル」で資金調達先としてリース事業者が実施体制に含まれる場合、リース事業者を代表申請者または共同申請者にする必要があります。補助対象設備の所有者を含めた申請とする必要があります、補助対象設備の所有権の無い PPA 事業者のみの申請は認められません。

問83. 「オンサイト PPA モデル」においてリース事業者が実施体制に含まれる場合、PPA 事業者とリース事業者とのファイナンスリース契約において補助金額相当分をリース料金から控除する必要がありますか。また、PPA 事業者とリース事業者とのファイナンスリース契約の契約期間に制限はありますか。

「オンサイト PPA モデル」において資金調達先としてリース事業者が含まれる場合、PPA 事業者とリース事業者とでファイナンスリース契約を締結する必要があります。

需要家と PPA 事業者との PPA 契約において補助金額の 5 分の 4 以上がサービス料金の低減等により需要家に還元されることが必要ですが、PPA 事業者とリース事業者とのファイナンスリース契約において補助金額相当分をリース料金から控除する必要はありません。

PPA 事業者とリース事業者とのファイナンスリース契約の契約期間に特段制限はありませんが、補助対象設備を法定耐用年数期間、確実に使用し、補助事業の目的を果たせる契約内容である必要があります。

問84. 「オンサイト PPA モデル」において「需要家と PPA 事業者との契約で補助金額の 5 分の 4 以上がサービス料金の低減等により需要家に還元されるものであること」という事業要件を満たすためには、需要家と PPA 事業者との PPA 契約でどのようにサービス単価を設定する必要がありますか。

「オンサイト PPA モデル」で申請する場合、需要家への補助金の還元については、申請書に補助金があった場合と無かった場合のサービス単価の根拠資料（需要家への提案書など）を添付することが原則です。例えば、補助金があった場合のサービス単価 20 円/kWh、無かった場合のサービス単価 18 円/kWh、年間使用電力量（見込み）100,000kWh/年、契約期間 20 年の場合、 $(20-18) \text{ 円/kWh} \times 100,000\text{kWh/年} \times 20 \text{ 年} = 4,000,000 \text{ 円}$ となり、補助金の額が 5,000,000 円の場合、5 分の 4 である 4,000,000 円と同額（5 分の 4 以上）なので、本事業要

件を満たすものと判断できます。

申請書では現在の電気料金と PPA 契約のサービス単価との比較はランニングコスト削減額の算定において行いますが、需要家への補助金額の還元とは趣旨が異なるため、混同しないようにしてください。

問85. 「オンサイト PPA モデル」の申請において、需要家と PPA 事業者との間で PPA 契約を締結した状態で補助金に申請することは認められますか。

「オンサイト PPA モデル」の申請において、補助対象経費の発注が交付決定日以降となるのであれば、需要家と PPA 事業者との間で PPA 契約を締結した状態で補助金に申請することは認められます。

補助金の活用を前提とした PPA 契約の場合、補助金の応募が不採択となる場合を考慮して、需要家と PPA 事業者との契約書は補助金の採択や交付決定を受けられなかった場合は契約を無効とする停止条件付きにするなど、適切な契約内容にしてください。

問86. オペレーティングリースや割賦販売は認められますか。

「事業の実施体制表」における需要家との契約、PPA 事業者とリース事業者との契約において、一定期間後の下取り予定価格を残価として設定するもの（オペレーティングリース）や支払い完了時における所有権の移転を前提とした割賦販売と判断されるものは認められません。

このほか、ファイナンスリース契約ではなく、パートナー会社（協力会社）、リース事業者、PPA 事業者などで需要家の与信管理を目的とした協定などを締結する申請は認められません。

問87. 需要家と PPA 事業者とで締結する PPA 契約書に盛り込むべき事項は何ですか。

需要家と PPA 事業者とで締結する PPA 契約書は以下のポイント（★は事業要件などのため必須）を踏まえて作成してください。

1. ★交付規程：交付規程を遵守する旨が記載されているか。 ※交付規程の名称を正確に契約書などに記載すること。不正確な名称が散見されるので要注意

《例：「令和 3 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（PPA 活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業） 交付規程」（以下「交付規程」という）を順守する。なお、交付規程と本契約書、覚書などの間に矛盾または齟齬がある場合は、交付規程が優先するものとする。》

2. ★契約期間：太陽光発電設備の法定耐用年数 17 年に対し、契約期間は 17 年以上か。17 年未満の場合、設備の譲渡後などに需要家の責任で太陽光発電設備を本補助事業の目的に沿って継続して 17 年間使用する旨が明記されているか。

3. ★契約満了時の処置：設備の無償譲渡や契約延長などについての取り決めがされているか。

4. ★設備譲渡後の処置：太陽光発電設備等を譲渡する場合、譲渡を受けた者の責任において太陽光発電設備等の廃棄を行う必要があることが明記されているか。

《例：乙は補助金の対象となるシステムをその法定耐用年数（17年）にわたって保有するものとし、これを第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。》

《例：甲が契約書の規定に基づき乙からシステムを譲り受けた場合には、甲はシステムの法定耐用年数（17年）が経過するまで、甲の責任と負担により、補助金の交付対象となった事業の目的に沿って引き続きシステムを使用しなければならない。なお、その後にシステムを廃棄処分する場合には、甲は廃棄物の処理および清掃に関する法律（これに関する政省令を含む）を順守し、事業者として自己の責任と負担でこれを廃棄する。》

5. ★【「オンサイト PPA モデル」の場合】補助金額の5分の4以上の還元：需要家への還元が必要な金額（総額）が契約書などに明記され、還元方法を確認できるか。契約期間中に需要家への補助金額の還元額が補助金の5分の4に達しなかったときに、差額を需要家に支払う旨が明記されているか。 ※契約書などに需要家への還元額が明記されておらず、申請書に記載された需要家への還元額を契約書などで確認できないものが散見される。申請書に記載された需要家への還元額を契約書などに記載しない場合でも、補助金所要額およびその5分の4の金額は本補助金の事業要件のため、明記すること

《例：乙は当該補助金のうち、●●円を第●条に定める本事業期間内において甲に還元する。なお、補助金の還元は第●条に定める毎月の基本料金から月額●●円を差し引くことで還元するものとする。ただし、本事業期間の延長後についてはこの限りではない。》

《例：契約がサービス期間の満了その他事由により終了した場合（契約がサービス期間の満了により更新された場合には、更新後の契約が終了した場合）において、「補助金が交付されなかった場合の電気料金の見込額の総額（サービス単価に発電電力量の総量を乗じて算出された金額）」から「甲が契約書に基づき支払った電気料金の総額」を減じた金額（以下「還元額」という）が、乙が一般財団法人環境イノベーション情報機構から交付を受けた補助金額の5分の4に相当する金額に満たなかったときは、乙は乙が交付を受けた補助金額の5分の4に相当する金額と還元額との差額を甲に対し一括で支払う。》

6. ★【「ファイナンスリース契約」の場合】補助金額の控除：補助金額相当分（全額）がリース料金から控除されることを確認できるか。

7. ★環境価値：本補助事業の実施により得られる環境価値を需要家に帰属させる旨が明記されているか。需要家から PPA 事業者やリース事業者に環境価値を譲渡する契約内容は認められない。

《例：補助対象設備によって発生した二酸化炭素削減量（環境価値）については、甲に帰属させるものとする。》

8. ★補助金の返還額：補助金の返還が発生した場合、代表申請者の責任で支払う旨が規定されているか。返還額は太陽光発電設備の残耐用年数期間に基づき算定する（法定耐用年数が17年間の設備を10年後に処分する場合、残耐用年数が7年間なので、17分の7を返還。日割り計算はせず、月割り計算となる。例えば、11か月目の処分なら12分の1を返還）ことが明記されているか。

《例：補助金の対象となるシステムの法定耐用年数（17年）経過前に、補助金の返還義務

が生じる事象が発生した場合には、交付規程違反などにより補助金の全額を返還しなければならない場合を除き、当該返還額は補助金の対象となるシステムの残耐用年数期間に基づき、月割り計算により算定されるものとし、交付者への補助金の返還は乙が行うものとする。》

《例：交付規程に基づき乙に補助金の返還義務が生じた場合には、甲は乙が返還する補助金（延滞金または加算金がある場合はこれを含む）相当額を、乙からの請求があり次第、直ちに現金で乙に支払う。》

9. ★FIT・FIPの禁止：余剰電力を固定価格買い取り制度（FIT）によって売電せず、令和4年度に運用開始が予定されているFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないことが明記されているか。

《例：甲および乙はシステムによって発電された余剰電力をFIT（固定価格買い取り制度）およびFIP（Feed in Premium）制度により売電してはならない。》

10. ★J-クレジットの禁止：J-クレジット制度への登録を禁止しているか。

《例：甲および乙はシステムの耐用年数（17年）が経過するまで、補助金の交付対象となった事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行ってはならない。》

11. ★担保・質権設定の禁止：補助対象となる太陽光発電設備等に担保・質権設定がされていないか。補助対象設備を担保とした資金調達は認められない。 ※交付規程第8条十四号・十七号を必ず確認すること

《交付規程 第8条 抜粋

十四 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮き橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、機構の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、機構が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利3パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十七

2 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。》

《例：甲および乙は本補助事業によって取得した補助対象設備について、担保設定、質権設定、およびその他第三者の権利を設定しないものとする。》

12. サービス料金：契約期間中における電力単価など、請求料金に関する見直しの条項があるか。

13. 電気主任技術者：電気主任技術者を選任するかどうか。選任する場合、業務の内容が明記されているか。

14. 耐震基準：法令などで必要な基準を満たす建物か。

《例：甲は本建物が法令などで必要な耐震基準を満たした建物であることを乙に対して示した上で、これを確保・維持し、システムの継続設置に支障が出ないようにする。》

9. 「自己所有」での申請

問88. 「自己所有」の区分はどのような場合が該当しますか。

太陽光発電設備を「自己所有」（設備の買い取り）で導入する場合は「自己所有」の区分で申請してください。

10. 「ファイナンスリース契約」での申請

問89. 「ファイナンスリース契約」でリース事業者として申請するための条件はありますか。

本補助事業に「ファイナンスリース契約」でリース事業者として申請するためには、定款にリース業などの記載があることが必要です。

問90. 「ファイナンスリース契約」による申請の場合、代表申請者、共同申請者、代表事業者、共同事業者をどのように決定して申請する必要がありますか。

太陽光発電設備等の調達の一形態としてファイナンスリースを選択し、「ファイナンスリース契約」の区分で申請する場合、太陽光発電設備等の所有権がリース事業者にあることから、リース事業者を代表申請者かつ代表事業者とし、設備を使用する者（需要家）を共同事業者とした申請としてください。

「ファイナンスリース契約」での申請において、複数の補助対象設備を導入し、各補助対象設備の所有権が分かれる場合は、連名による申請を行うことで、各設備の所有者に補助金を交付することができます。連名による申請方法については、交付規程第3条第3項を確認してください。

問91. 補助対象設備をレンタル契約で使用する申請は認められますか。

補助対象設備をレンタル契約で使用する申請は認められません。

問92. 「ファイナンスリース契約」において、残価による還元は認められますか。

「ファイナンスリース契約」において、残価による還元は認められません。原則として、リース料の総額から補助金分を差し引き、月々のリース料を算定するなどして、需要家への補助金の還元を契約期間内で平準化するようにしてください。

問93. リース契約終了後に無償譲渡により所有権を移転する内容を含むファイナンスリース契約は認められますか。

支払い完了時における所有権の移転を前提とした割賦販売は認められませんが、ファイナンスリース契約において、補助対象設備の法定耐用年数期間（処分制限期間）の経過後に無償譲渡により所有権を移転するオプションを含んだ契約内容は可とします。

11. CO2 削減量・環境価値

問94. 本補助事業による二酸化炭素削減量の計画値はどのように算出すればいいですか。

本補助事業による二酸化炭素削減量の計画値は、申請書の様式（Excel ファイル）に基づき、補助対象設備を導入することによって直接的に削減できる二酸化炭素削減量（太陽光発電設備による発電電力量などにより電力会社からの購入を減らせる見込みの電力量に排出係数を乗じた数値）を算出してください。

cf. 『地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック』（環境省 地球環境局、平成 29 年 2 月）

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html

対象施設で自家消費できない余剰電力量を本補助事業による二酸化炭素削減量の計画値に加えることは認められません。

問95. 太陽光発電設備の発電電力量などの計測機器の導入は必須ですか。

補助対象設備の CO2 削減量の実績値を正確に把握するため、本補助事業で導入する太陽光発電設備の発電電力量などの計測機器の導入は必須とします。計測機器を導入せず、前年度の電気使用量と比較することで CO2 削減量を推定するなどといったことは認められません。

問96. 本補助事業により取得する温室効果ガス排出削減効果（環境価値）を J-クレジット制度に登録することは認められますか。

交付規程第 8 条第十五号のとおり、補助事業者は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果（環境価値）を J-クレジット制度に登録することは認められません。

「オンサイト PPA モデル」や「ファイナンスリース契約」において需要家に帰属する環境価値についても J-クレジット制度に登録することは認められません。

問97. 「オンサイト PPA モデル」において、環境価値を需要家から PPA 事業者に移転する PPA 契約は認められますか。

「オンサイト PPA モデル」において、需要家に帰属する環境価値を契約書や覚書などで PPA 事業者に移転させることは、結果的に PPA 事業者に環境価値が帰属することになるため、環境価値を需要家から PPA 事業者に移転する PPA 契約は認められません。

問98. 「SBT」や「RE100」とはどのようなものですか。

「SBT」とは Science Based Targets（科学的根拠に基づく目標）の略称で、2021 年 11 月 30 日時点において世界で 1,044 社（うち日本企業は 140 社）が認定を受けています。

「RE100」とは Renewable Energy 100%（再生可能エネルギー 100%）の略称で、2021 年

11月30日時点において世界で342社（うち日本企業は62社）が参加しています。

詳しくは、以下のリンク先を参照してください。

cf. TCFD、SBT、RE100 取組企業の一覧（2021年11月30日時点）（環境省）

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/datsutansokeiei/datsutansokeiei_mat01_20211130.pdf

cf. 環境用語集：「SBT イニシアチブ」（EIC ネット）

<https://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&serial=4553>

cf. 環境用語集：「RE100」（EIC ネット）

<https://www.eic.or.jp/ecoterm/?act=view&serial=4552>

12. 応募に必要な書類

問99. 応募申請書の様式で押印が必要なものはありますか。

応募申請書の様式 A-1「様式第 1 応募申請書」、B-1-4「補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書」、B-1-5「設備設置等承諾書」、D-4「暴力団排除に関する誓約事項」への押印は、各様式の「本件責任者および担当者の氏名、連絡先等」に記入する場合は必要ありません。内容を十分確認した上で提出をお願いします。

問100. 応募申請書の様式の「本件責任者および担当者の氏名、連絡先等」の欄にはどのように記入すればいいですか。

「本件責任者および担当者の氏名、連絡先等」には、「(1) 責任者の所属部署・職名・氏名」には法人であれば代表者または役員などの責任者、「(2) 担当者の所属部署・職名・氏名」には機構からの連絡先となる担当者、「(3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)」には担当者の連絡先を記入してください。

応募申請書の様式 A-1「様式第 1 応募申請書」には代表申請者の情報、B-1-4「補助対象設備の設置場所についての契約更新等の確約書」には確約する者(代表申請者)の情報、B-1-5「設備設置等承諾書」には承諾者の情報、D-4「暴力団排除に関する誓約事項」には各書類の誓約者と対応した情報をそれぞれ記入する必要があります。

個人の場合、「(1) 責任者の所属部署・職名・氏名」と「(2) 担当者の所属部署・職名・氏名」には同じ情報を記入してください。

問101. 申請書類の提出後に代表者が変更となる予定ですが、申請する時点での「商業登記簿謄本」に基づき申請書を作成すればいいですか。

申請書類の提出後に代表者が変更となる予定であっても、申請する時点での「商業登記簿謄本」に基づき、申請する時点での代表者名で申請書を作成してください。

代表者が変更され次第、代表者が変更された「商業登記簿謄本」を法務局より入手して速やかに提出してください。

問102. 従業員数にはどこまでの範囲が含まれますか。

従業員数の範囲には雇用形態を問わず、当該法人に雇われている労働者が含まれます。

例えば雇用契約書や労働条件通知書などで雇用主と雇用契約を結んでいる正規社員のほか、契約社員やアルバイトやパートなども従業員数の範囲に含まれます。

問103. 「応募に必要な書類」に「財務諸表等」がありますが、直近の決算において赤字の場合でも申請できますか。

決算関係の書類については、補助事業を確実に実施できる経営基盤を有していることや事業実施のために必要な資金調達に係る確実な資金計画を有していることを実施計画書にお

ける「資金計画書」の記載と併せて確認するために提出いただくものです。

代表申請者・共同申請者・共同事業者（需要家）のいずれかにおいて、直近の決算期において債務超過の場合や貸借対照表と損益計算書を提出する全ての期間において当期純利益が赤字の場合は、事業継続性を担保できる措置を講じていただく必要があります。申請時にその確証となるものとして、①債務超過や当期純利益の赤字が解消されていることが分かる書面か、②関連企業などによる事業継続の一切を保証する連帯保証を証する書面（民法など、法律上有効であるもの）および連帯保証をする法人などの単体ベースの直近の3決算期の貸借対照表と損益計算書を提出してください。該当する場合は事前に機構に相談するようお願いいたします。

問104. 代表申請者以外に共同申請者や共同事業者（需要家）がいる場合、共同申請者や共同事業者（需要家）についても「会社概要」「定款」「財務諸表等」「暴力団排除に関する誓約事項」を提出する必要がありますか。

補助事業を2者以上で実施する場合は、補助金の交付の対象になり得る事業者のうち、補助金の交付を受ける事業者を代表申請者とし、それ以外の事業者を共同申請者としてください（申請後の変更は不可）。需要家は共同事業者としてください（「オンサイト PPA モデル」「ファイナンスリース契約」で需要家を共同事業者としない申請は不可）。

共同申請者や共同事業者（需要家）がいる場合、共同申請者や共同事業者（需要家）についても「会社概要」「定款」「財務諸表等（申請企業の単体ベースの直近の3決算期の貸借対照表、損益計算書など）」「暴力団排除に関する誓約事項」を提出する必要があります。

問105. 建物登記をしておらず、建物の登記簿謄本を提出できない施設でも申請できますか。

建物登記をしておらず、建物の登記簿謄本を提出できない施設については、固定資産評価証明書など、建物の所在地や所有者が確認できる書類を提出してください。提出書類で所有者の確認できない建物の申請は認められません。

問106. ランニングコスト削減額はどのように算定すればいいですか。

ランニングコスト削減額は補助対象設備を導入することで、需要家にとってのランニングコストがどのように変化するかを示していただく項目になります。電力料金の削減額（電力会社との契約内容との比較）やメンテナンス費用（発生する場合）などの根拠を示すようにしてください。

13. 発注・契約・資金調達・支払い

問107. 補助金の申請をする前に発注、契約した経費を補助対象経費として申請することはできますか。

補助金の申請をする前に発注、契約した経費を補助対象経費として申請することはできません。交付決定日より前に発注、契約した経費は補助金の交付の対象外となります。

問108. 補助対象設備の発注、契約はいつから可能ですか。

本補助事業により導入する補助対象設備の発注、契約は交付決定日以降に行っていただく必要があります。

ただし、交付決定前に見積もり合わせを実施するなどして発注先の業者を選定することは認められます。

問109. 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約を行う場合の注意点は何か。

補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難または不適當である場合は、指名競争または随意契約によることができます。

随意契約とする場合、原則として見積もり合わせにより価格の妥当性を示すようにしてください。

問110. 補助対象設備の発注に必要な経費の妥当性を示すにあたり、どのようなことに気をつけて見積書を取得すればいいですか。

契約の相手方を選定するにあたっては、原則として競争原理が働く手続きによらなければなりません。具体的には、原則として同一の条件（メーカーの違いなどによる多少の性能差があることは可）で3社以上の見積書を取得し、最低価格の見積書を根拠資料とすることが原則です。

見積書は申請書の提出時に有効期限内のものである必要がありますが、有効期限を過ぎたものでも同一条件で発注できることを電話などのヒアリングにより確認済みであることが見積書に記載（追記）されていれば有効な見積書と見なします。

見積書には補助対象経費と補助対象外経費を判別できる明細が記載されていることが必要です。大まかな項目のみで「一式」と記載されていると、具体的に導入する設備などが分からず、審査を行えない場合があります。

個々の機器などの正確な単価を把握するため、原則として出精値引きの項目の無い見積書を取得してください。見積書に出精値引きの項目がある場合は、金額を按分するなどして必ず個々の項目に振り分けてください。

工事の実施にあたって必要な資格などがある場合、必要な資格などを有する事業者であ

ることを確認した上で見積書を取得してください。法令上、工事を実施できない事業者からの見積書は認められません。

問111. 見積書は2社分でも認められますか。

競争入札などによることが困難または不適當である場合（特許技術を含む製品や販売事業者が1社しか存在しない製品の場合など）を除き、原則として3社以上の見積書を取得してください。

見積もり依頼をしたものの、辞退があった場合は、「見積もり依頼をした年月日」「見積もり依頼をした事業者の名称、連絡先（電話番号など）」「見積もり依頼をした内容（条件）」などを記載した経緯書を3社以上の見積書に含めることができますこととします（例：見積書2社分＋経緯書1社分）。

問112. あらかじめ特定の業者に発注先を決めている場合、他の業者からの見積書は取得せずにその業者に発注しても構いませんか。

補助事業において契約の相手方を選定するにあたっては、原則として競争原理が働く手続きによらなければならないため、他の業者と比較をせず、あらかじめ特定の業者に発注先を決めることは認められませんが、「自己所有」の申請で他の事業者が発注しない理由が明確にある場合は申請書に随意契約理由書を添付して審査を受けてください。その場合でも、理由によっては見積もり合わせを実施しないことが認められず、3社以上の見積書の取得を求められる場合があります。

問113. 公募要領の公開日より前に作成された見積書を申請書の経費の根拠資料にすることは認められますか。

公募要領の公開日より前に作成された見積書を申請書の経費の根拠資料にすることは基本的に認められません。原則として、公募要領の公開日以降の作成年月日の見積書を申請書の経費の根拠資料にしてください。

問114. 自社製品を補助対象として申請できますか。

代表申請者、共同申請者のいずれかにおいて自社で製造する製品が含まれる場合は利益等排除の対象になりますが、利益を計上せずに原価で積算をする場合は補助対象として申請できます。

問115. 補助事業を行う上で、補助対象外経費を含んだ形で契約をすることは可能ですか。

補助事業を行う上で、合理的な理由がある場合は、補助対象外経費を含んだ形で契約をすることは可能です。ただし、補助対象経費と補助対象外経費を明確に分ける必要があります。

間接工事費、設計費、監理費については、直接工事費を補助対象経費と補助対象外経費に区分した上で、直接工事費の補助対象経費と補助対象外経費の比率で按分して算出してください。

問116. 補助対象設備を担保にした資金調達は認められますか。

補助対象設備を担保にした資金調達は認められません。

問117. 販売事業者や工事会社などへの支払い方法は銀行振込しか認められませんか。手形による支払いは認められますか。

原則として、販売事業者や工事会社などへの支払いは銀行振込としてください。その上で、支払いの事実を証明できる証憑類（銀行振込明細書など）を完了実績報告書で提出してください。

支払手形による場合には、見積書、契約書（注文書および注文請書）などで支払い方法が支払手形に指定されている必要があります。その場合、手形の支払い期日（複数の約束手形に分割して支払われる場合は、最も遅い日）が事業期間内でなければなりません。なお、回し手形による支払いは認められません。

14. 圧縮記帳・税制措置等

問118. 圧縮記帳等の税務上の特例の活用は認められますか。

所得税法第42条（国庫補助金等の総収入金額不算入）または法人税法第42条（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）において、国庫補助金等の交付を受け、その交付の目的に適合する固定資産の取得等をした場合に、その国庫補助金等について総収入金額不算入または圧縮限度額まで損金算入することができる税務上の特例（以下「圧縮記帳等」という）が設けられています。

本補助金は圧縮記帳等の適用を受ける国庫補助金等に該当するので、圧縮記帳等を適用する場合は、税理士などの専門家に相談をした上で適切に活用してください。

なお、固定資産の取得に充てるための補助金等とそれ以外の補助金等（例えば、経費補填の補助金等）とを合わせて交付を受ける場合には、固定資産の取得に充てるための補助金等以外の補助金等については税務上の特例の対象とはなりませんので、ご注意ください。

問119. 中小企業経営強化税制（即時償却）の活用は認められますか。

本補助金の申請において、中小企業経営強化税制（即時償却）を活用することについての制限はありません。その他の税制措置との併用可否を含めて、制度を活用する場合は、国の補助金を活用することについて問題がないか、税理士、公認会計士などの専門家か所轄の税務署にご確認ください。

問120. 交付された補助金は課税対象になりますか。

交付された補助金の会計処理については、税理士、公認会計士などの専門家か所轄の税務署にご確認ください。

問121. 車載型蓄電池を補助対象設備として申請する場合、エコカー減税の活用は認められますか。

車載型蓄電池の申請において、エコカー減税を活用することについての制限はありません。制度を活用する場合は、国の補助金を活用することについて問題がないか、税理士、公認会計士などの専門家か所轄の税務署にご確認ください。

15. その他

問122. 「自己所有」で応募したものを採択後に「ファイナンスリース契約」に変更することは認められますか。

「自己所有」で応募したものを採択後に「ファイナンスリース契約」に変更することは認められません。申請の区分によって提出書類や代表申請者が異なり、ファイナンスリースとする場合はリース事業者を代表申請者として「ファイナンスリース契約」の区分で応募する必要があります。資金調達の方法について事前に十分検討した上で、応募するようにしてください。

問123. 交付規程第 8 条に《補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更である場合を除く》と記載されていますが、「軽微な変更」に該当するのは具体的にはどのような場合でしょうか。

交付規程第 8 条の「軽微な変更」は、交付規程・別表第 2 の第 1 欄に示す工事費、設備費、業務費、事務費の各配分額のいずれか低い額の 15%以内の変更であり、かつ CO2 排出削減効果に著しい影響を及ぼすおそれのない変更であり、以下の 2 点に該当する場合を指します。

- ・事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者の自由な創意により、より効果的に事業目的達成に資するものと考えられる場合

- ・事業目的および事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

軽微な変更かどうかに関わらず、変更が生じた場合、必ず事前に機構に相談してください。機構に相談なく変更したことは補助金の交付の対象外となる場合があります。

問124. 補助事業の「完了」とはどういう状態を指しますか。

本補助事業により導入する太陽光発電設備等の引き渡し済み、販売事業者や工事会社などへの補助対象経費の全ての支払いが済んだ時点をもって、補助事業の「完了」とみなします。

問125. 補助事業の期間内の完了を見込んで申請を行ったものの、補助事業の実施中に発生した災害などのやむを得ない理由により補助事業の期間内に事業が完了できなくなった場合はどのような取り扱いになりますか。

補助事業の実施中に発生した災害などのやむを得ない理由により補助事業の期間内に事業が完了できなくなった場合は、そのことが判明した時点で機構に相談してください。

問126. 完了実績報告書の提出後、どのような手続きを経て、補助金が交付（入金）されますか。

機構は補助事業者から提出された完了実績報告書（交付規程 様式第 11（第 11 条関係））の内容を審査し、必要に応じて現地調査などを行い、補助金の交付の決定の内容およびこれ

に付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、交付額確定通知書（交付規程 様式第 13（第 12 条関係））により補助事業者に通知します。

補助金の支払いは、補助金の額を確定した後に行います。交付額確定通知書（交付規程 様式第 13（第 12 条関係））を受け取った補助事業者は、精算払請求書（交付規程 様式第 14（第 13 条関係））を速やかに機構に提出してください。

問127. 補助金の振込先は代表申請者になりますか。

補助金の振込先は代表申請者になります。補助対象設備の所有者でない共同申請者や共同事業者（需要家）を支払先に指定することはできません。補助金の支払いを直接受けたい事業者を応募申請の段階で代表申請者として申請してください（申請後の変更は不可）。

問128. 補助事業による取得財産等の管理についての留意点は何ですか。

交付規程に基づき、補助事業により取得または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

「財産処分」に関する用語の定義は次のとおりです。

補助金の交付の目的に反する使用（転用）：取得財産等の所有者の変更を伴わない目的外使用

譲渡：取得財産等の所有者の変更

交換：取得財産等と他人の所有する他の財産との交換

貸し付け：取得財産等の所有者の変更を伴わない使用者の変更

担保に供する処分：取得財産等に対する抵当権、その他の担保権の設定

取り壊し：取得財産等が施設の場合、その使用を止め、取り壊すこと

廃棄：取得財産等が設備の場合、その使用を止め、廃棄処分すること

法定耐用年数に達していない取得財産等については交付規程第 8 条第十四号のとおり、財産処分の制限があり、財産処分を行う際に補助金の返還が発生する場合があります。

機構は必要に応じて取得財産等の管理状況などについて調査をすることがあります。

問129. 一般的にパワーコンディショナーの製品寿命は 10 年程度ですが、法定耐用年数未満の補助対象設備を交換する場合、財産処分の対象となり、補助金の返還が発生しますか。

パワーコンディショナーを製品寿命に基づき 10 年後などに交換する場合、財産処分の手続きを取った上で継続して補助対象設備を使用するのであれば、補助金の返還は発生しません。故障した製品を交換する場合を含めて、補助対象設備については交換前に必ず機構に相談してください。

問130. 事業報告書では二酸化炭素削減効果等をどのように取り扱う必要がありますか。

完了実績報告書に記載した二酸化炭素削減量の計画値を達成できるよう補助対象設備を適正に稼働させるとともに、エネルギー消費量の実績値を把握して二酸化炭素排出削減量に換算し、交付規程に基づき、事業報告書を環境大臣に提出してください。

完了実績報告書に記載した二酸化炭素削減量の計画値を達成しなかった場合、その原因を記載してください。災害などによりやむを得ず計画どおりの二酸化炭素削減効果が得られなくなった場合はこの限りではありませんが、停電時の発電や電力供給などの面で補助事業の効果を発現する必要があります。

問131. 補助事業の完了後、二酸化炭素削減量の計画値などが達成できていない場合、補助金の返還が求められますか。

補助事業の完了後、二酸化炭素削減量の計画値などが達成できていない場合、補助事業者は補助対象設備の運用方法を見直すなどの措置を講じる必要があります。改善が見られない場合などは、補助金の返還を求める場合があります。

問132. 補助事業の完了後、補助対象設備に太陽光パネルやパワーコンディショナーを増設することは認められますか。

補助事業の直接的な効果が分からなくなる可能性があるため、補助事業の完了後、補助対象設備に太陽光パネルやパワーコンディショナーを増設することは基本的に認められません。

問133. 補助事業の完了後、補助事業の成果などの公表が求められますか。

補助事業の実施による成果などについては、補助事業者において積極的に公表していただきますようお願いします。環境省が主催する説明会や環境省のホームページなどで公表することがあります。

補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する「エネルギー起源 CO₂ 排出削減技術評価・検証事業」において、取得財産等の稼働状況、管理状況および二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む）から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければなりません。